



## 審理準備書面

総 基 環 第 127 号 平成 19 年 5 月 15 日

電 波 監 理 審 議 会 主任審理官 西本 修一 殿

総務大臣 院舗加 世上

下記のとおり、電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

記

- 1 準備書面を提出する者氏名 総務大臣 菅 義偉住所 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
- 2 代理人

氏名 熊谷 明彦

住所 〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階 ふじ合同法律事務所

03 - 5568 - 1616

職業 弁護士

## 3 事案の要旨

総務大臣が行った平成18年告示第617号、平成18年告示第646号、平成18年総務省告示第679号及び平成18年総務省告示第683号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て

4 審理の期日に行う陳述の要旨 別紙のとおり 平成19年3月23日付け付議第1号事件

# 準備書面 (1)

平成19年5月15日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階 ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁 護 士 熊 谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部式

河 内 正

総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

杉 浦

誠

移動通信課

高度道路交通システム推進官

藤 野

電波環境課電波環境推進官

鈴 木 達

電波環境課電波監視官

大 泉 雅



第1 異議申立ての趣旨に対する答弁 本件異議申立てをいずれも棄却する との決定案を議決することを求める。

#### 第2 異議申立ての理由に対する認否

以下の認否において、アラビア数字と漢数字の違い、「つ」と「っ」の違い等、 単純な誤記又は転記ミスと認められる部分については、意味内容を明らかにするた め必要な場合以外は、指摘しない。

1 1について

第一段落は認める。

第二段落は、平成18年10月4日に、屋内に敷設された電力線を利用して高速情報伝達を可能とする電気信号送信技術(以下「PLC」という。)について型式指定を受けることにより、電波法第100条1項1号の許可を不要とする総務省令(電波法施行規則)の改正が行われたという限度で認め、その余は否認する。総務省がアマチュア無線の電波を妨害することを認めた事実はない。

第三段落は、不知ないし否認する。異議申立書第2記載の各総務省告示による型 式指定によって、アマチュア無線の電波が妨害され、通信が不可能となるおそれは ない。なお、この点について、申立人ら主張する、「通信が不可能あるいは著しく 困難になるおそれがある」とは、いかなる状態のことをいうのか明らかにされたい。

- 2 2 (1) アについて
  - ① 第一段落について第一文は不知。

第二文は、日本国内のアマチュア無線局数が約136万局であったのは、平成6年度末(平成7年(1995年)3月)であったという趣旨で認める。 第三文は不知。

なお、日本国内のアマチュア無線局数は、平成6年度末(1995年3月末) 以降、減少の一途をたどり、平成17年度末(2006年3月末)には56万 局弱となっている。なお、これらの無線局のすべてが上記総務省令の改正によって型式指定を受けることができるようになった2メガヘルツから30メガヘルツまでの周波数帯に係る免許を受けているわけではない。また、1人のアマチュア無線技士が複数局のアマチュア無線局免許を受けている場合もある。

- ② 第二段落ないし第六段落について不知。
- 3 2 (1) イについて
  - ① 第一段落ないし第三段落について 不知。
  - ② 第四段落について

不知。ただし、国際電気通信連合 (ITU) 設立の根拠である国際電気通信 条約は、昭和7年 (1932年) に採択され、昭和9年 (1934年) に発効 した。

- ③ 第五段落について不知。
- ④ 第六段落について太陽の黒点が電波伝搬に影響を及ぼすことは認め、その余は不知。
- ⑤ 第七段落について 南極及び国際宇宙ステーションにアマチュア無線局が開設されていることは 認め、その余は不知。
- ⑥ 第八段落について 南極越冬隊員にアマチュア無線を運用する資格を有する者がおり、短波帯の 無線通信により日本のアマチュア無線家と交信したことは認め、その余は不知。
- 4 2 (1) ウについて
  - ① 第一段落について第一文は認め、第二文は不知。
  - ② 第二段落ないし第九段落について 不知。ただし、第二段落中、「呼出符合」とあるのは、「呼出符号」が正し い。
  - ③ 第十段落について 第一文は不知。第二文は、申立人主張のような報道がなされているという限 度で認める。第三文及び第四文は不知。
  - ④ 第十一段落について

「主に短波帯を使った無線通信は(中略)全世界と即時通信が可能」とする 点は否認し、その余は不知。短波帯の周波数による遠距離通信は、電離層反射 を利用するものであり、季節及び時間帯によって通信不能となる場合がある。

- 5 2 (1) エについて
  - ① 第一段落及び第二段落について 第一段落中、「きわめて有効な通信手段」とする点は不知。その余は認める。
  - ② 第三段落について

第一文は否認する。無線機同士直接交信できるのはアマチュア無線に限らない。

第二文は概ね認める。ただし、アマチュア無線であっても、申立人らが上記 第2段落で主張した、「アンテナや中継機器などの設備に物理的な被害が及ん だ場合には、そもそも通話することはできなくなる。」ことに何ら変わりはな い。

第三文は否認する。短波の無線通信が持つ価値は、アマチュア無線に限らず、

一般の業務無線等も同様であり、また、他の通信手段を用意あるいは利用できない場面でアマチュア無線が常に利用できるわけではない。

第四文は不知。

③ 「事例1」について 不知。なお、申立人らが提出した甲第6号証は判読困難なため、記事内容が 確認できない。

- 事例2」について不知。
- ⑤ 「事例3」について 認める。
- ⑤ 「事例4」について 申立人らの主張に概ね沿った内容の新聞報道がなされたことは認める。
- ⑦ 「事例5」について第一文は認め、その余は不知。
- ⑧ 「事例6」について不知。
- 9 「事例7」について

第一段落は、山口県防災会議が作成した地域防災計画に係る報告書及び計画 書に、防災総合訓練の参加団体として「山口県赤十字アマチュア無線奉仕団」 が記載されているという限度で認め、その余は不知。

なお、7メガヘルツ帯で訓練が行われたのは平成17年であり(甲第14号証2ページ)、平成18年の訓練では、VHF帯が使用されている(甲第14号証1ページの周波数帯記載部分は印刷不鮮明であるが、インターネット経由で同ホームページを確認したところ、144メガヘルツ帯を使用したと認められる。)(乙第1号証)。

第二段落は認める。

- 6 2 (1) オについて
  - ① 第一段落について概ね認める。ただし、第二文中、「インターネットのルーツともいうべきもの」とする点は不知。
  - ② 第二段落について認める。
  - ③ 第三段落について不知。
  - ④ 第四段落について 概ね認める。ただし、「各方面で社会参加の道具として使われている」とす る点は不知。
  - ⑤ 第五段落ないし第八段落について 不知。

## 7 2 (1) カについて

国際宇宙ステーションに、超短波帯(144MHz帯)の電波を用いるアマチュア無線局が開設されていることは認め、その余は不知。

- 8 2 (1) キについて
  - ① 第一文について不知。
  - ② 第二文について

認める。ただし、日本から世界各国への情報発信を容易に行う方法は、短波 帯を使用する方法に限らず、インターネットを利用する方法など、より容易に 行う方法も存在する。

- ③ 第三文について認める。
- ④ 第四文について「しおかぜ」が、日本から北朝鮮に向けて情報発信を開始したのは平成19年(2007年)3月である。その余は認める。
- ⑤ 第五文について不知。
- ⑥ 第六文について不知。
- ⑦ 第七文について

否認ないし争う。なお、申立人らの主張する「PLCにより短波帯の通信・ 放送の受信が困難になる」とは如何なる状態のことをいうのか明らかにされた い。

- 9 2 (2) について
  - ① 第一段落について

第一文は不知ないし否認する。申立人らの主張する「息絶えようとしている」とは如何なる現象のことをいうのか明らかにされたい。その余のPLCに関する説明部分は概ね認めるが、本件PLCのみによって「電線を介してインターネット接続が可能」にはならない。

- ② 第二段落について 不知。
- ③ 第三段落について認める。
- ④ 第四段落について

否認する。PLCは、従前から、10キロヘルツから450キロヘルツを用いるものが広く使用されていたほか、2メガヘルツから30メガヘルツを使用するものについても、漏洩電界強度低減技術の開発者に対して、実験目的での運用を認め、設置許可処分を行うことにより使用されていた。

⑤ 第五段落について

総務省令改正により、屋内において2メガヘルツから30メガヘルツの短波帯を使用するPLCが型式指定を受けることにより、個別の許可なく設置できるようになったことは認め、その余は否認する。

⑥ 第六段落について

不知ないし否認する。申立人らの主張する「影響」の具体的内容を明らかにされたい。

また、そもそも、申立人らがアマチュア無線以外の無線通信等に関する主張する理由及びそのことが本件異議申立ての審理に如何なる意味を持つのかについても明らかにされたい。

- 10 2 (3) について
  - ① 2 (3) 全体について

申立人らがアマチュア無線以外の無線通信等に関して主張する理由及びその ことが本件異議申立ての審理に如何なる意味を持つのかについて明らかにされ たい。

- ② 第一段落について認める。
- ③ 第二段落について

不知ないし否認する。申立人らの主張する「甲第25号証から、PLCにより電波天文観測を不可能にするおそれが明らかになった」旨の結論に至る論拠を明らかにされたい。

- ④ 第三段落について 不知ないし否認する。
- 12 2 (4) について

全体として否認ないし争う。詳細な認否及び主張は既に述べたことのほかは、後述のとおりである。

13 3 (1) について

認める (ただし、甲27号証の著者は、「小泉至明」ではなく、「今泉至明」である。)。

- 14 3 (2) について 認める。
- 15 3 (3) について

第一文については、電波が有限希少な資源であることは認めるが、申立人らの引用する甲27号証の2ページには、申立人らの主張に該当する記述はない。

第二文以降については、引用書(芦部「憲法学Ⅲ(増補版)」304頁)に当該記述があることは認め、電波法1条に関する部分は認める。

16 3 (4) について

第一段落及び第二段落については、概ね認める。ただし、「約200カ国が参加する」とあるのは「約190カ国が加盟している」が、「国際電気通信連合条約を 批准すると共に」とあるのは「国際電気通信連合憲章及び同条約を受諾すると共に」 が正しい。

第三段落については、一般論としては認めるが、条約の規定と電波法の規定との間に相違があるすべての場合に条約の規定を優先せしむるものではない。

第四段落については否認する。無線通信規則とは、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則のことをいう。また、例えば、我が国の場合、条約に別段の定がない限り、我が国の電波法令が遵守されなければならない。

## 17 3 (5) について

概ね認める。ただし、「センチ波」、「ミリ波」は、周波数の名称ではなく、「メートルによる区分」である(電波法施行規則第4条の3)。また、甲27号証15ページの申立人らの引用部分は、「電磁波はこの範囲を」の次に「はるかに」を加えるのが正しい。

# 18 3 (6) について 認める。

## 19 3 (7) について

概ね認める。ただし、項目の名称は「無線技術者」となっているが、電波法では、 無線業務に従事する者を「無線従事者」と規定している。また、「無線設備の操作 又は監督を行う者」とあるのは「無線設備の操作又はその監督を行う者であって、 総務大臣の免許を受けたもの」が、「総合無線従事者」とあるのは「無線従事者(総 合)」が、「海上無線従事者」とあるのは「無線従事者(海上)」が、「航空無線 従事者」とあるのは、「無線従事者(航空)」が、「陸上無線従事者」とあるのは 「無線従事者(陸上)」が、「アマチュア無線従事者」とあるのは「無線従事者(ア マチュア)」が、それぞれ正しい。

#### 20 3 (8) について

#### ① 第一段落について

概ね認める。ただし、第1級アマチュア無線技士の国家試験で問われる事項は、「無線工学」については、「概要」であり、第1級陸上無線技術士の同事項のように「詳細」までは要求されていない(無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)第5条第1項)。

#### ② 第二段落について

アマチュア無線技士の資格を得るには国家試験に合格する必要があることは 認めるが、国家試験において要求される事項は上記①のとおりであり、また、 アマチュア無線技士の国家資格においては経験は要求されていない。さらに、 上記国家試験が厳しい試験であるか否かは受験者の主観によるものである。

なお、申立人らが主張する「国内外の者と通信する役務を受けること」については、役務を提供する主体、受ける主体が誰であるのか明らかにされたい。 その上で、申立人らが主張する「電波法によって保護されている重大な法的利益」についても、条文上の根拠を明示して具体的に主張されたい。

## 21 3 (9) アについて

## ① 第一段落について

概ね認めるが、「電波法施行規則第2条第64項」とあるのは「電波法施行規則第2条第64号」が正しく、「混信」の語を無線通信業務以外により発生するものについて用いた例として、無線設備規則第64条の2の規定がある。

## ② 第二段落について

混信に関する国際的な定義が存するという限度で認める。なお、「混信(妨害、もしくは有害な干渉)」とあるのは「有害な混信」が、「国際電気通信連合条約第1003条」とあるのは「国際電気通信連合憲章附属書第1003号」が、それぞれ正しい。

なお、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)附属書第1003号は、「有害な混信」を「無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は、無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信」と定義している(無線通信規則第1.169条にも同旨を規定)。

なお、「混信」は、無線通信規則第 1.166 条に別に定義規定があり、「発射、輻射若しくは誘導又はこれらの組合わせによる不要なエネルギーのため、無線通信系における受信の際に、この不要なエネルギーがない場合に選択することができる情報の品質低下、歪み又は消失として現れる現象」としている。また、「許容し得る混信」は、「観測され、又は予測される混信であって、無線通信規則、ITU-R の勧告又は無線通信規則にいう特別協定に定める混信のレベル又は共用の基準を満足するもの」と(無線通信規則第 1.167 条)、「容認した混信」は、「許容し得る混信のレベルを超える混信であって、2 以上の関係主管庁の間で他の主管庁を害することなく合意されたもの」と(無線通信規則第 1.168 条)定義されている。

#### ③ 第三段落について

否認する。上記②で述べたとおり、無線通信規則の規定上、「混信」には、「許容し得る混信」、「容認した混信」、「有害な混信」があり、「無線通信業務に継続的に重大な運用障害をもたらすもの」は、「混信」一般ではなく、「有害な混信」である。

なお、申立人らの主張する「混信」、「空電」及び「雑音」の意味を明らか にした上で、「空電」及び「雑音」よりも「混信」が実害が大きいとする根拠 を明らかにされたい。

### ④ 第四段落について

全体として否認ないし争う。詳細な認否及び主張は既に述べたことのほかは、 後述のとおりである。

なお、申立人らの主張する「短波帯の各種無線通信」とは何をさすのか具体 的に明らかにした上で、アマチュア無線以外の無線通信がそれに含まれるので あれば、かかる無線通信について主張する理由及びそのことが本件異議申立て の審理に如何なる意味を持つのかについて明らかにされたい。

さらに、申立人らが主張する「重大な妨害」とは如何なる状態をいうのかに

ついても明らかにされたい。

- 22 3 (9) イ及びウについて いずれも認める。
- 23 3 (10) について

申立人らが電波天文業務について主張する理由及びそのことが本件異議申立て の審理に如何なる意味を持つのかについて明らかにされたい。

- 24 4 (11) について
  - ① 第一段落及び第二段落について いずれも認める。
  - ② 第三段落について

無線通信規則第15.12条に電気設備等に関する規定があるという限度で認める。

なお、無線通信規則第15.12条は、「主管庁は、何れの種類の電気機器又は電気設備(送配電線及び電気通信配線網を含み、産業科学医療用機器を除く。)の運用も、この規則に従って運用する無線通信業務、特に無線航行業務その他の安全業務に有害な混信を生じさせないようにするため、実行可能な全ての必要な措置を執らなければならない。」と規定している。

③ 第四段落について

全体として否認ないし争う。詳細な認否及び主張は既に述べたことのほかは、後述のとおりである。

なお、申立人らの主張する「他の無線通信」とは何をさすのか具体的に明らかにした上で、アマチュア無線以外の無線通信がそれに含まれるのであれば、かかる無線通信について主張する理由及びそのことが本件異議申立ての審理に如何なる意味を持つのかについて明らかにされたい。

25 4 (冒頭部分) について

「第2」とあるのは、「第5の2」が正しい。

- 26 4 (1) について
  - ① 第一段落ないし第三段落について

認否を留保する。申立人の申立ての適格性については、後記の求釈明の回答などから判断して、必要に応じて後に主張する。申立人らは、申立人番号1番ないし112番の者においては、無線従事者免許証の写し及び各人に対して免許されている全てのアマチュア無線局の免許状の写しを、同番号113番及び114番の者は、第4級アマチュア無線技士(「技師」とあるのは「技士」が正しい。)の免許証の写しを提出されたい。

申立人番号115番の者は、短波放送及びアマチュア放送を受信している者であることを客観的な資料により明らかにされたい。

② 第四段落について

第一文及び第二文は認める。

第三文については、アマチュア無線の資格が国家資格であることは認める。

申立人らは、アマチュア無線の資格は電波法上保護されている旨主張するが、 如何なる保護がなされているという趣旨なのか具体的に明らかにされたい。

③ 第五段落について

申立人番号115番の者がアマチュア無線の無線従事者資格を有しないこと、短波放送やアマチュア無線を受信して楽しんでいるとある部分は不知。

申立人番号115番の者の主張する「利益」及び「利益を不当に妨害されてはならない」とする電波法令上の論拠を明らかにされたい。

27 4 (2) について

第一段落についての認否は、申立書第5の2(「第2」とあるのは「第5の2」 が正しい。)に対する認否と同様である。

第二段落については、「国際協調の下」、「業務用周波数」及び「国際的取り 決め」とは何を指すのか具体的に明らかにされたい。

第三段落については否認する。日本国内においてアマチュア無線が使用許可を 受けている周波数帯域は、2メガヘルツ以下、30メガヘルツ以上にも多数の帯 域が存在する。

# 28 4 (3) について

① 第一段落について

短波帯の電波は条件が良ければ電離層反射により地球の裏側まで到達する可能性があるという限度で認める。ただし、伝搬条件は不安定であり、常に通信できるわけではない。

- ② 第二段落について 不知。
- ③ 第三段落について

アマチュア無線以外の各種無線通信等について主張する理由及びそのことが 本件異議申立ての審理に如何なる意味を持つのかについて明らかにされたい。

④ 第四段落について不知。

### 29 4 (4) について

① 第一段落について

概ね認めるが、「業務用無線局」及び「固定周波数」の意味を明らかにされたい。

② 第二段落について

アマチュア無線局は運用周波数を任意に利用できること、第3級あるいは第 2級以上の無線従事者免許証を所持している者のみに運用が許可されている周 波数帯もあることは認める。

③ 第三段落について

第一文中「『バンドプラン』だったが」までは不知、「1997年4月1日からは」以降については、申立人らが主張する「バンドプラン」が、無線局運用規則第258条の2に規定する告示「アマチュア業務に使用する電波の型式

及び周波数の使用区別」を指すのであれば、施行期日については否認する。上記告示の施行日は、平成4年(1992年)7月1日である。

第二文については、「バンドプランが無線局運用規則第258条の2に規定する「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」を指すのであれば、認める。ただし、「電波形式」とあるのは「電波の型式」が、「バンドプランを守り」とあるのは「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別等を守り」がそれぞれ正しい。

- ④ 第四段落について不知。
- 30 4 (5) 及び同(6) について

市民的及び政治的権利に関する国際規約第17条の存在及び条文上の文言が申立 人らの主張のとおりであること、日本国憲法には通信の自由を明示した規定が存在 しないこと、電波法第1条は「この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保す ることによって、公共の福祉を増進することを目的とする。」と規定されていると いう限度で認め、それに対する見解については不知ないし争う。

31 5 (冒頭部分) について

本件PLCが型式指定を受けられるようになった理由のひとつが平成18年10月4日の電波法施行規則の一部を改正する省令(平成18年総務省令第119号)であるという限度で認める。なお、上記省令のほか、伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件(平成18年総務省告示第520号)等も本件型式指定を受けることができるようになった理由としてあげられる。

32 5 (1) について

認める。

- 33 5 (2) アについて 認める。
- 34 5 (2) イについて

第一文は否認する。電波法施行規則の一部を改正する省令(平成18年総務省令 第119号)の制定以前に、漏洩電界強度低減技術の開発者に対して、本件PLC と同一の周波数帯を用いる実験用目的の電力線搬送通信設備について、設置許可処 分を行っている。

また、上記 31 で述べたとおり、本件 P L Cが型式指定を受けられるに至ったのは他の告示の制定もなされたからである。

なお、改正後の無線設備規則第59条の内容については認める。

- 35 5 (3) アについて 認める。
- 36 5 (3) イ及び5 (4) について

異議申立書29ページ16行目までは認める。なお「総務省令第119条」とあるのは「平成18年総務省令第119号」が正しい。

同17行目から29行目までも認めるが、申立人らの主張にかかる部分は、平成

18年総務省令第119号において改正されていない部分である。 その余については、申立人らの主張する電波法施行規則第46条及び第46条の 2 について、上記省令において改正された部分については認める。

- 37 6 (1) について
  - 第一段落について
    認める。
  - ② 第二段落について

当該申請を許可する要件①は認めるが、同②は否認する。正確には、他の通信に妨害を「与えないこと」ではなく、「与えないと認めること」が要件として規定されている。

③ 第三段落について

否認する。なお、アマチュア無線以外の無線通信に関して主張する理由及び そのことが本件異議申立ての審理に如何なる意味を持つのかについて明らかに されたい。また、「妨害」とはどのような状態をいうのかについても明らかに されたい。

38 6 (2) について

否認ないし争う。

第一段落及び第二段落において、申立人らは、本件PLCの型式指定が、電波妨害を認めているかのように主張するが、そのような事実はない。

また、総務省高速電力線搬送通信研究会の構成員の一人が、申立人らの主張のとおりの報告をしたことは認める。しかし、申立人らの引用は同報告の一部分のみを引用したものであり、報告全体の趣旨を曲解している。

同報告を正確に引用すれば、「米国では、FCCが規定した30mの距離で30 $\mu$ V(引用者注・「 $\mu$ V/m」のこと。)以下との漏えい電磁界のもとで、BPL(PLC)の使用を開始したところ、前出の測定のように激しい雑音が混信し、強い抗議がFCCに殺到しました。FCCでは、はじめFCC規則15.5Cの規定を適用して、妨害地域周辺のBPL(PLC)の使用を凍結していました。しかし、BPL(PLC)の使用者からの反発も強いので、3年間にわたるNTIAなどの慎重な事前調査の結果を踏まえて、2004年秋BPL(PLC)の周波数範囲を2 $\mu$ Hz~80 $\mu$ Hz)、問題の出た地域の、妨害を与えた周波数帯をこの高い周波数帯に移行する処置をとっています。現在ではこの処置により次第に妨害を減らし、BPL(PLC)の存続を図っていて、この周波数バンドの拡大については全般的に好評とのことです。」となっている(甲第28号証2ページ)。

さらに補足すると、米国の状況に関する本報告は、日本では許容していないPLCの屋外利用についてのものであり(甲第28号証3ページ)、しかも、ここでの米国の許容値は日本のそれよりも緩い事例を扱ったものであるから、本件PLCと比較して議論すべき事例とはいえない。

したがって、この点についても申立人らの主張は、失当というほかない。

### 39 6 (3) アについて

① 第一段落について

争う。本件PLCの型式指定の根拠となる諸規定は、いずれも無線通信業務に与える有害な混信を排除しつつ、両者の共存を図るために策定されている。

② 第二段落について

第一文については、認める。ただし、「無線設備規則60条」とあるのは「無線設備規則第60条第1号」が正しい。

第二文については否認する。無線設備規則第60条は、電磁妨害波を発生させる側の機器が守るべき技術的条件である。

なお、申立人らの主張する「放射妨害強度」とは「放射妨害波の電界強度」 と同義と解して良いか否かを明らかにされたい。

また、同義でないのであれば、「放射妨害強度」の意味を明らかにされたい。

③ 第三段落について

「放射妨害強度」が「放射妨害波の電界強度」と同義であるならば、本件PLCの型式指定する際の基準となった無線設備規則第60条第2号は電界強度そのものではなく、コモンモード(同相)電流値を基準としているが、これは、コモンモード(同相)電流値が漏洩電波の電界強度と対応関係があり、測定が比較的容易であることなどが考慮された結果、採用された基準であるから、電界強度を問題にしていないという申立人らの主張は失当である。

40 6 (3) イについて

申立人が指摘する論文(甲第29号証)が存在することは認めるが、主張内容は 争う。申立人らが指摘する論文の内容も検討した上で、情報通信審議会で答申がま とめられているのであって、その答申内容は合理的である。

なお、申立人らが主張する「答申が想定する値を大きく超える妨害波」について 具体的に説明されたい。

#### 41 6 (3) ウについて

① 第一段落について

申立人らの主張する「短波帯における妨害波の規制(妨害を受ける保護基準)」及び「我が国従来の無線設備規則適合基準」について具体的に明らかにされたい。

さらに、諸外国において、PLC装置が電力線に出す同相電流値ではなく、 受信装置の直近の電界強度で規定していることを示されたい。

② 第二段落について

不知ないし争う。申立人らの主張する「個別具体に妨害を受ける受信装置の 入力レベル(電界強度)で設定」している実例があれば明らかにされたい。

#### 42 6 (3) エについて

争う。ある程度の大きさを持つ粒子である大気中の化学物質の拡散という物理現象と、電界及び磁界の波動である電波の伝搬という物理現象はまったく異質のもの

であり、比較して論じることはできない(例えば、複数の発生源があった場合、粒子拡散である大気汚染であれば加算されるが、波動である電波の場合は、波と波が打ち消しあって、発生源が一つの時よりも波動が弱くなったり、ゼロとなることがあり得る。)。

また、大気汚染と電波の伝搬では、それによる支障やその程度等考慮すべき事情が全く異なるのであるから、この観点からみても、比較して論ずることはそれ自体失当である。

## 43 6 (3) オについて

争う。大気汚染との比較に関する点の認否は、上記 42 と同様である。

なお、申立人らが主張する「諸外国において、PLC装置の電力線に出す同相電流値ではなく、受信装置の直近の電界強度で規定されている電界強度レベルでの保護基準」について具体例を明らかにされたい。併せて申立人らの主張するような大気汚染の場合の総量規制に相当するような受信地点での基準を採用している具体例があれば、それについても明らかにされたい。

## 44 6 (3) カについて

① 第一段落及び第二段落について

否認ないし争う。総務省の「高速電力線搬送通信に関する研究会」第8回会合において、電磁妨害波に関する国際規格であるCISPR22に規定されている、コンピュータの通信端子から発する妨害波の許容値を土台として調整案を作成する旨の提案がなされ了承されたことを受けて、第9回会合において「同相電流による規制」案が提案されたものであり、第9回会合以降一転して電力線に出す同相電流規制による規制に変わったわけではない。

- ② 第三段落及び第四段落について
  - 否認ないし争う。申立人らが「その理由」として主張する根拠、「その意向 を受けたと思われる学者の発言」について明らかにされたい。
- ③ 第五段落について 否認する。甲第30号証に記載されている「案3」は妨害波電流許容値で規制するものである。
- ④ 第六段落について

否認する。高速電力線搬送通信に関する研究会第10回会合において、藤野構成員は、配線網の特性を示す値であるLCLの値の議論の時のみ発言しており、妨害波の技術基準の議論の際には発言していないものと承知している。また、藤野構成員の発言は、杉浦主査が提案したLCLの「99%というような非常に厳しい規制は本当に必要かどうか、改めて考えたいと思う。」旨であり、これにより電流値規制が決まったという事実はない。

- 45 6 (3) キについて
  - ① 第一段落について

否認する。平成18年10月4日に改正された総務省令においては、伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度で規制している。

## ② 第二段落について

否認ないし争う。申立人らの主張する「『予測不可能』な妨害」とは如何なるを想定しているのか、また、「科学的な『合理性』がな」いとする根拠、さらに、「電機メーカーの意向のみを尊重したゆがんだ手続き」とする根拠について、それぞれ具体的に明らかにされたい。

## 46 6 (3) クについて

否認ないし争う。大気汚染と比較して論ずることが失当であることについては、 上記 42 と同様である。

また、申立人らの主張する「無線通信の保護基準」とは何を指すのか、「電磁環境を2倍も大幅に悪化させる」とする具体的根拠について、それぞれ明らかにされたい。

## 47 6 (4) について

否認する。申立人らに対し、以下の各項目について、釈明を求める。

- ア 「保護関値」及び「関値に相当する電界強度」について、甲第25号証中の どの値を採用したのかについて明らかにした上で、申立人らの主張にかかる数 値を算出した根拠及び算出過程を明らかにされたい。
- イ アマチュア無線以外の各種無線通信について主張する理由及びそのことが本 件異議申立ての審理に如何なる意味を持つのかについて明らかにされたい。
- ウ PLCの使用が開始された以降、PLCの使用に起因して短波帯の無線通信 機器の運用に重大な影響が生じた例があれば、明らかにされたい。
- エ PLCの使用に起因して、漏洩電波が国境を越えて多くの国に降り注いだ例 があれば、明らかにされたい。

## 48 6 (5) について

申立人の主張に引用されている論文(甲第29号証)が存在するという限度で認めるが、この論文を根拠とする申立人らの主張については、争う。

# 49 6 (6) について 争う。

### 50 7について

争う。本件PLCは、社団法人日本経済団体連合会による高速PLCの実用化が必要であるとする旨の規制改革要望等を受け、検討を重ねてきたものである。

また、本件PLCの型式指定に関する省令改正等は、無線通信業務に与える有害な混信の排除しつつ、両者の共存を図るために策定されている。

#### 51 8 (1) について

アメリカ合衆国の実情について、甲第28号証及び甲第34号証に原告主張と同 旨の記載があることは認めるが、その内容の正否については不知。

とりわけ、甲第34号証については、その元となったホームページにおいて、現在、「中立的な観点に基づく疑問が提出されているか、あるいは議論中です。そのため、偏った観点によって記事が構成されている可能性があります。」旨の注意書きが付されていることからも明らかなとおり、記載内容の信用性については疑義があるといわざるを得ない(乙第2号証)。

また、甲第25号証73ページによれば、申立人らが主張するデータベースへの登録義務、使用禁止周波数・使用禁止地域などの措置等については、アクセス系、すなわち屋外において利用するPLCに対しての規制であるとされている。したがって、屋内で利用する本件PLCと比較することは失当である。

## 52 8 (2) について

ヨーロッパの実情について、甲第34号証に原告主張と同旨の記載があることは 認めるが、その内容の正否については不知。

甲第34号証については、上記51で述べたとおり、記載内容の信用性には疑義があるといわざるを得ない。

なお、甲第25号証(73ページ以下)によれば、欧州においては、CISPR22に準拠して策定されたEN規格に適合していれば、EMC指令に適合していると見なされる、すなわちCISPR22規格を満たしていれば、PLCを使用することができるとされている。

#### 53 8 (3) について

不知。申立人らの主張を根拠づける証拠を提出されたい。

# 54 9について

争う。

## 55 第6について

申立人らの主張する教示は行っていない。

# 第3 本件PLCに関する型式指定の適法性について

#### 1 はじめに

総務大臣が行った、異議申立書第2記載の型式指定①ないし⑩については、いずれも適法である。

本件PLCは、屋内に敷設された電力線を利用して、高速の情報伝送を可能にするもので、導入の期待が高かったものである。そこで、本件PLCは従来より、漏